

# 広陵町町制 70 周年記念事業 ロゴマーク募集要領

広陵町は令和 7 年（2025 年）4 月 15 日に町制 70 周年を迎えます。

今回の募集に際して、こどもまんなか社会実現のため、これからの広陵町を担ってもらう未来ある子どもに、70 周年に関するロゴマークを考えてもらうことで、広陵町に愛着と親しみを持ち、これまで以上に郷土愛や地元愛を育ててもらうことを目的とします。

ロゴマークは町制 70 周年を記念した様々な事業で使用し、町の魅力発信や町民の皆さまとともに 70 周年を盛り上げるために使用します。

## 1. 応募資格

- ・広陵町内の小学校・中学校・高校・大学に通学する児童・生徒・学生
- ・広陵町に住所を有し、町外の小学校・中学校・高校・大学・専門学校・短期大学・大学院等に通学する児童・生徒・学生

## 2. 応募要件

- ・1人1作品まで応募可能です。
- ・用紙又はフォームでの応募とし、簡単な作品説明を記載してください。
- ・広陵町をイメージできるデザインとしてください。
- ・広陵町町制 70 周年を PR することに適したデザインとするため、「70」という数字をどこかに必ず使用してください。
- ・応募作品は自作で未発表のものに限ります。
- ・縦横比 1:1 とし、カラー、モノクロ、拡大縮小での利用が考慮されたデザインとしてください。
- ・作品は応募用紙に書くか、電子データで応募してください。電子データで応募する場合は JPEG、GIF、PNG、PDF のいずれかとし、データサイズは 10MB までとしてください。手書きの場合は油性や水性の色がくっきり分かる色ペン等で記入してください。
- ・町イメージキャラクターの「かぐやちゃん」は使用できません。
- ・生成的人工知能（生成 AI）は使用しないでください。
- ・応募の際の下地は白色としてください。

## 3. 応募方法（郵送・持参、メール又は応募専用フォームによる応募）

### 〈郵送又は持参による応募〉

所定の応募用紙に必要事項を記入してください。

応募用紙は折らずに提出してください。

ロゴマークは応募用紙裏面の枠に記入するか、CD-R 等に記録し応募用紙と共に提出してください。

### 〈メールによる応募〉

所定の応募用紙に必要事項を記入してください。

ロゴマークは、応募用紙とは別データとしてメールに添付して提出してください。

## 広陵町町制 70 周年記念事業 ロゴマーク募集要領

メールにより受領できるデータサイズは 10MB までとなります。

〈応募専用フォームによる応募〉

QR コードを読み取っていただき、必要事項の入力及びファイルの添付をお願いします。

アップロードするデータは色やデザインが明瞭に分かるものにしてください。

アップロードできるデータサイズは 10MB までとなります。

〈応募専用フォーム〉

<https://logoform.jp/form/GQTm/797491>



### 4. 募集期間

令和 7 年 3 月 1 日（土） から 令和 7 年 3 月 31 日（月）午後 5 時まで

※郵送の場合は必着です。

※メールの場合は期限内にメールが受信できるように送信してください。

### 5. 選考方法

関係職員及び町制 70 周年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク選考委員会による 1 次選考の後、最終選考を町民による投票で決定します。

選考により、最優秀作品 1 点・優秀作品 2 点を決定します。

### 6. 表彰・発表

選考結果はホームページ及び広報紙に掲載します。

最優秀作品 1 点について、現金 3 万円と副賞（町の特産品）を贈呈します。

優秀作品 2 点について、副賞（町の特産品）を贈呈します。

令和 7 年 5 月 25 日（日）開催予定の町政説明会において表彰式をさせていただく予定です（あくまで予定のため、中止若しくは変更となる恐れがあります。）。

※18 歳未満の方が最優秀作品を受賞された場合、3 万円分の図書カードと副賞を贈呈します。

### 7. 用途

最優秀作品は町制 70 周年を広く PR するため各種印刷物や関連グッズ、ホームページ等で使用するほか、本町が認める事業で使用します。

### 8. その他

(1) 次に該当するものは選考の対象外となりますのでご注意ください。

ア 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害する恐れのあるもの

## 広陵町町制 70 周年記念事業 ロゴマーク募集要領

イ 政治的、宗教的、商業的メッセージを含むもの

ウ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの

エ 公序良俗その他法令の規定に反するもの

- (2) 採用作品について第三者から著作権等の問題が生じた場合は、応募者の責任と費用で解決してください。なお、応募作品に関連して広陵町が被害を被った場合は、損害を補償していただく場合があります。
- (3) 応募作品が既発表のデザインと同一又は酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合、法令に反する場合又は本募集要領に反する場合は、結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。
- (4) 応募作品の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）その他全ての権利は広陵町に帰属するものとし、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (5) 応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (6) 応募作品や提出された CD-R 等は返却しません。
- (7) 応募作品は提出後に修正できません。
- (8) 令和 7 年 3 月頃に予定している最優秀作品・優秀作品の結果通知をもって採用作品の決定とさせていただきます。
- (9) 受付通知や、不採用通知は行いません。また選考内容に関するお問い合わせには対応いたしかねますのでご了承ください。
- (10) 採用作品は、修正、加工、デジタル化など必要に応じて原案を尊重しながら一部補正を行うことがあります。なお、AI、PSO、ESP 形式などで作成された元データがある場合は後日提出を求める場合があります。
- (11) 応募者の個人情報、応募作品の選考、結果通知、作品の問合せ等のみを使用します。ただし、採用された方については、採用作品とともに、氏名を町広報紙やホームページにて公表させていただき、他、令和 7 年 5 月 25 日（日）開催予定の町制 70 周年記念イベントにおいて表彰式をさせていただき予定です。
- (12) 郵便やフォームの送信中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品を確認できない等の問題が生じた場合、本町は一切の責任は負いません。
- (13) 本町が採用作品を公表するまでの間は、応募した作品を他者に公表しないでください。
- (14) 他のコンクールとの同一作品での応募は認められません。
- (15) 18 歳未満の方は、保護者の同意が必要です。
- (16) 本要領に取り決めのない事項については、本町の判断により決定します。
- (17) 応募の時点で、本要領記載事項に同意したものとします。

### 9. 応募・問合せ先

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 5 8 3 番地 1

広陵町役場 企画総務部 総合政策課

電話：0745-55-1001 メール：koryo70@town.nara-koryo.lg.jp